



1

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2013年6月7日号

金融市場の動き(6月号)

～海外マネーの逆回転が最大のリスク

経済・金融フラッシュ 2013年6月7日号

6月ECB政策理事会:

様々な追加策を協議した上で現状維持を決定

2

経営TOPICS

統計調査資料

景気動向指数

平成25年4月分(速報)

3

経営情報レポート

合法的に社会保険料を節約する!

社会保険料適正化の実務

4

経営データベース

ジャンル:IT・情報技術 サブジャンル:ビジネスモデル特許

ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル発明の特許性

金融市場の動き(6月号)

～海外マネーの逆回転が最大のリスク

要旨

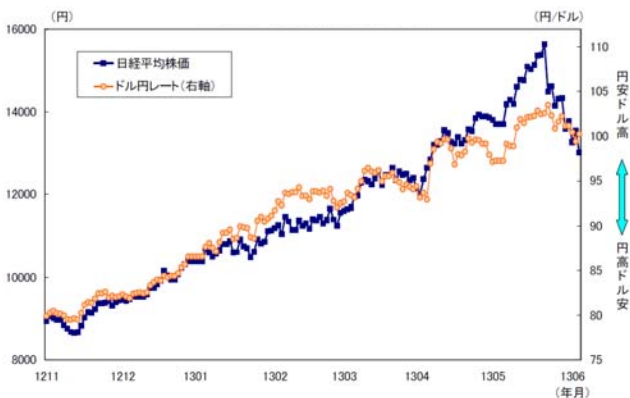
1 (株価) 株式市場の大荒れが続いている。その最大要因とされるのが米QE3の早期縮小観測だ。では何故米株よりも日本株の方が不安定化・下落しているのだろうか。そこには「過熱感の高まり」、「長期金利の不安定化」、「成長戦略への失望」という日本固有要因の存在が挙げられる。そして、今後の相場のカギを握るのは海外投資家の動向だ。海外投資家の資金が巻き戻されることになれば、マイナス・インパクトは大きい。彼らのマインドを根本から左右するのは米金融政策だが、QE3の縮小・停止はいずれ避けられない。市場が「まだ早い」とみなす段階での実施となれば、投資家マインドにマイナスに作用する。その時、日本株への影響を抑えるためには、上記のうち、「長期金利」と「成長戦略」が重要になる。

日銀が長期金利の変動・上昇を抑制できるか？ 政府が今回先送りした分も含めて成長戦略を実行できるか？ その行方次第で海外投資家は日本株への資金配分を変えてくるだろう。

2 (日米欧金融政策) 5月は日米中銀が金融政策を現状維持としたが、ECB が利下げを実施した。米国では引き続き量的緩和の出口に関する活発な議論が行われており、要人による言及も多い。これらの動きを受けて、従来よりも早期の縮小観測が高まっている。

3 (金融市場の動き) 5月の金融市場は、円安ドル高、ユーロドルは若干下落、長期金利は大きく上昇した。当面のドル円は上値が重い展開を基本として、株価に振られる展開を予想。そのほか、ユーロは堅調に推移し、長期金利は若干低下すると見ている。

日経平均株価とドル円レート



(資料) Datastream

金利・為替予測表 (2013年6月7日現在)

	2013年				2014年
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
日本	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
アメリカ	0-0.25	0-0.25	0-0.25	0-0.25	0-0.25
ユーロ圏	0.75	0.50	0.50	0.50	0.50
	1.9	1.9	2.2	2.4	2.5
	1.5	1.4	1.8	2.0	2.1
ドル円 (平均)	92	99	101	103	105
ユーロドル (平均)	1.32	1.31	1.28	1.29	1.29
ユーロ円 (平均)	122	129	129	133	135

6月ECB政策理事会： 様々な追加策を協議した上で 現状維持を決定

要旨

1 コンセンサスで現状維持を決定

欧州中央銀行（ECB）は、6日に6月の政策理事会を開催、マイナスの預金金利の導入を含む様々な追加緩和策を協議した上で、「即時の行動を正当化するような変化はない（ドラギ総裁）」というコンセンサスで現状維持を決めた。

ユーロ圏経済の落ち込みは続いており、債務危機国を中心とする貸出の減少にも歯止めが掛かっていないが、前回の理事会で利下げと資金供給に関する決定を行っているため、今回の現状維持は広く予想された結果であった。

復」というシナリオ、リスク・バランスは「下方」という判断を維持した。

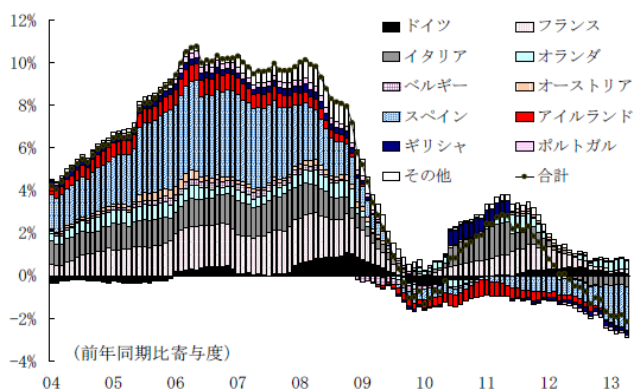
物価は、4月前年同月比1.2%、5月同1.4%と「2%以下でその近辺」という安定的な水準を下回る水準で推移しているが、「中期的な物価上昇圧力は抑制」、「中期的な期待は安定的な水準に維持されている」とし、リスクについても「上下でバランス」しているとの判断を示した。

ECB/ユーロシステムのスタッフ経済見通し

		2013年			2014年		
		下限	上限	中央値	下限	上限	中央値
実質GDP成長率	前回(13年3月)	-0.9	-0.1	-0.5	0.0	2.0	1.0
	今回(13年6月)	-1.0	-0.2	-0.6	0.0	2.2	1.1
インフレ率(HICP)	今回(13年3月)	1.2	2.0	1.6	0.6	2.0	1.3
	今回(13年6月)	1.3	1.5	1.4	0.7	1.9	1.3

(資料) ECB

ユーロ圏の民間貸出残高伸び率 (国別寄与度)



(資料) ECB

2 スタッフ経済見通しも大きな変更はなし

今回の声明文では、景気については「低い水準での改善の兆し」が見られるとする一方、先行きについては「年後半の回

3 追加利下げの選択肢は引き続き温存

政策理事会後の記者会見で、ドラギ総裁は、追加策の選択肢として、資産担保証券（ABS）市場の活性化、長期資金供給（LTRO）、オペの適格担保要件の緩和、マイナスの預金金利などについて協議したことを明らかにした。

ABS市場振興策は、前回の理事会後に協議を開始することを明らかにし、中小企業融資促進を目的とする。現在、EIBとタスクフォースで作業を進めていること、短期ではなく長期の計画であり、将来、商品化された場合、ECBが担保として可能性を検討すると述べた。

景気動向指数 平成25年4月分(速報)

1 概要

1 4月のC I（速報値・平成17年=100）は、先行指数：99.3、一致指数：94.8、遅行指数：86.8となった。^(注) (注) 現時点で得られる値のみで求めた。

先行指数は、前月と比較して1.3ポイント上昇し、5ヶ月連続の上昇となった。3ヶ月後方移動平均は1.40ポイント上昇し、5ヶ月連続の上昇、7ヶ月後方移動平均は1.04ポイント上昇し、4ヶ月連続の上昇となった。一致指数は、前月と比較して1.0ポイント上昇し、3ヶ月連続の上昇となった。3ヶ月後方移動平均は1.07ポイント上昇し、5ヶ月連続の上昇、7ヶ月後方移動平均は0.54ポイント上昇し、2ヶ月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して1.0ポイント下降し、2ヶ月ぶりの下降となった。3ヶ月後方移動平均は0.17ポイント上昇し、2ヶ月連続の上昇、7ヶ月後方移動平均は0.14ポイント上昇し、2ヶ月連続の上昇となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、下げ止まりを示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

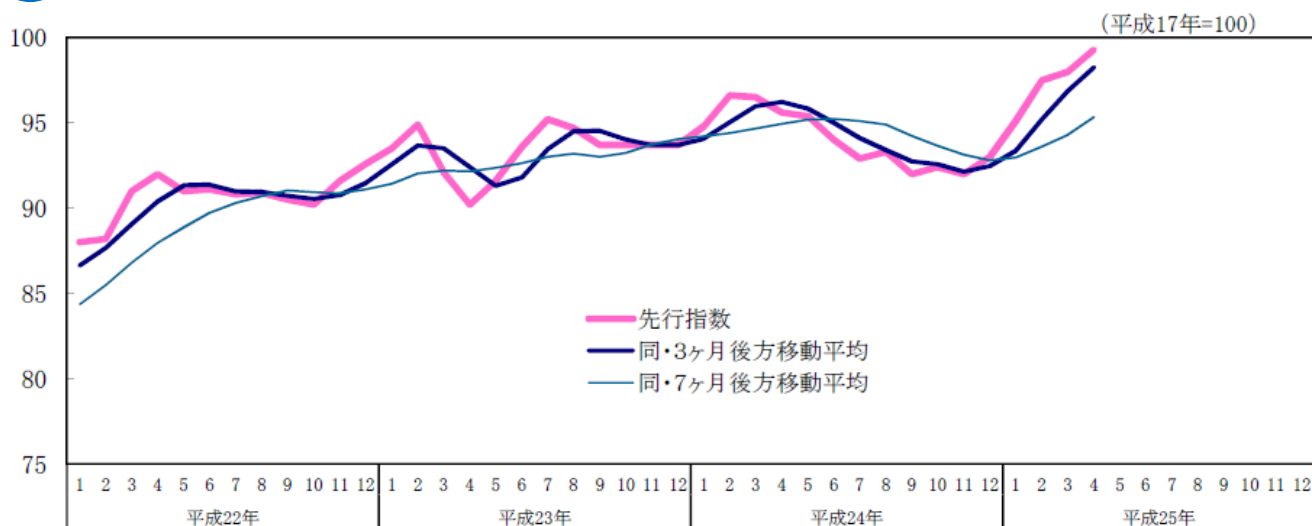
寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C4：耐久消費財出荷指数	0.37	C6：投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.23
C11：有効求人倍率(除学卒)	0.31	C10：中小企業出荷指数(製造業)	-0.08
C1：生産指数(鉱工業)	0.18		
C3：大口電力使用量	0.18		
C5：所定外労働時間指数(調査産業計)	0.17		
C8：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	0.09		
C2：鉱工業生産財出荷指数	0.04		
C7：商業販売額(小売業)(前年同月比)	0.01		
		C9：営業利益(全産業)	-0.04

「C9 営業利益」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。
なお、各個別系列のウェイトは均等である。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



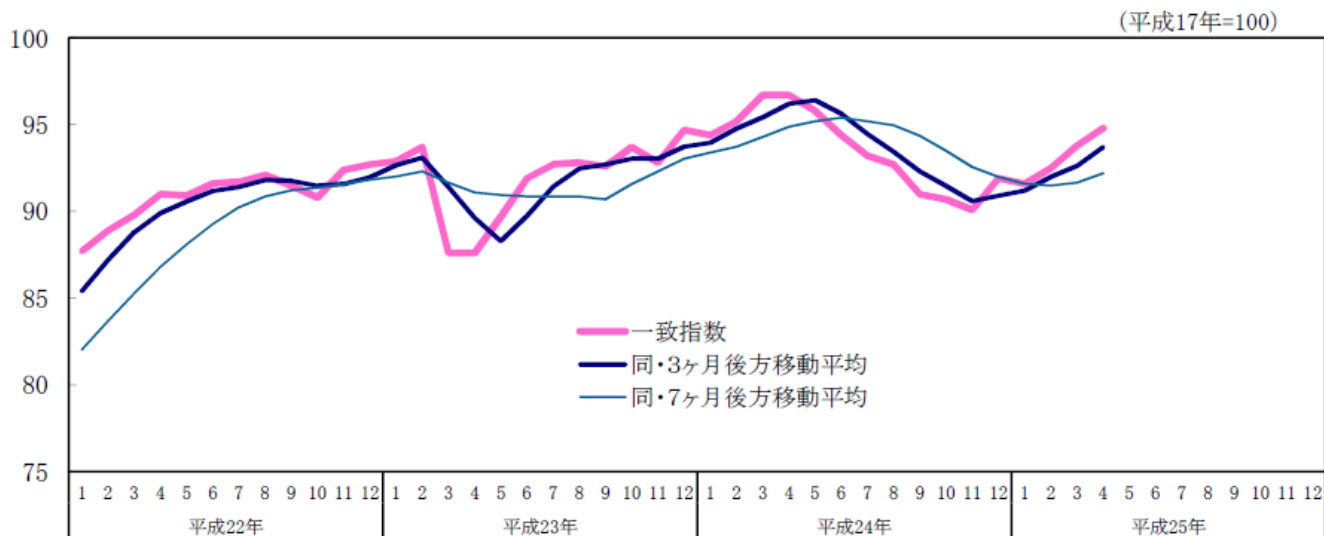
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成24年(2012)		平成25年(2013)			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
CI先行指数		92.0	93.0	95.1	97.5	98.0	99.3
	前月差(ポイント)	-0.4	1.0	2.1	2.4	0.5	1.3
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	0.3	-0.7	-7.0	-0.3	1.9	-5.7
	寄与度(逆サイクル)	-0.04	0.04	0.64	0.00	-0.22	0.60
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	1.1	-1.1	-1.5	-3.8	-3.3	4.3
	寄与度(逆サイクル)	-0.08	0.15	0.22	0.50	0.43	-0.53
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	0.6	1.0	2.2	1.5	-1.6	-0.1
	寄与度	0.04	0.08	0.22	0.14	-0.22	-0.05
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	4.1	-1.8	-7.2	4.4	13.9	
	寄与度	0.15	-0.05	-0.27	0.20	0.54	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-3.6	-2.6	0.6	6.5	-5.4	4.4
	寄与度	-0.19	-0.14	0.03	0.35	-0.31	0.27
L6 消費者態度指数	前月差	-0.7	0.0	4.0	0.8	0.7	2.6
	寄与度	-0.22	-0.01	0.81	0.24	0.21	0.73
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	1.5	2.0	2.3	0.9	0.5	0.1
	寄与度	0.23	0.31	0.38	0.14	0.08	-0.01
L8 長短金利差	前月差	-0.07	0.11	-0.04	-0.05	-0.09	0.06
	寄与度	-0.08	0.14	-0.05	-0.06	-0.12	0.11
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	2.3	7.8	11.0	6.6	7.0	8.0
	寄与度	0.16	0.41	0.59	0.38	0.39	0.49
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.01	-0.18				
	寄与度	0.02	-0.14				
L11 中小企業売上げ見通しD.I.	前月差	-3.4	6.8	-4.3	15.2	-0.9	-1.0
	寄与度	-0.18	0.36	-0.26	0.74	-0.08	-0.10
一致指数トレンド成分							
	寄与度	-0.24	-0.21	-0.21	-0.22	-0.18	-0.17
3ヶ月後方移動平均		92.1	92.5	93.4	95.2	96.9	98.3
	前月差(ポイント)	-0.44	0.34	0.90	1.83	1.67	1.40
7ヶ月後方移動平均		93.1	92.8	93.0	93.6	94.3	95.3
	前月差(ポイント)	-0.52	-0.34	0.16	0.65	0.68	1.04

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		平成24年(2012)		平成25年(2013)			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
C1 一致指数		90.1	91.9	91.6	92.5	93.8	94.8
	前月差(ポイント)	-0.6	1.8	-0.3	0.9	1.3	1.0
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-1.4	2.4	0.3	0.6	0.9	1.7
	寄与度	-0.13	0.23	0.04	0.06	0.10	0.18
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	-1.5	3.9	-1.4	2.3	2.1	0.3
	寄与度	-0.15	0.38	-0.15	0.25	0.24	0.04
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	-0.3	0.1	-0.9	0.0	0.3	0.9
	寄与度	-0.04	0.03	-0.15	0.02	0.06	0.18
C4 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-2.4	7.8	7.5	1.4	-0.7	7.6
	寄与度	-0.14	0.31	0.26	0.05	-0.05	0.37
C5 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	0.1	1.5	0.0	0.6	1.1	1.2
	寄与度	0.02	0.19	0.01	0.09	0.16	0.17
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-1.3	7.1	-3.9	3.3	3.5	-3.8
	寄与度	-0.09	0.48	-0.31	0.25	0.27	-0.23
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	2.1	-0.7	-1.3	-1.1	1.9	0.2
	寄与度	0.14	-0.05	-0.10	-0.08	0.14	0.01
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	0.2	-0.9	2.6	-1.4	-0.5	1.6
	寄与度	0.01	-0.05	0.14	-0.08	-0.03	0.09
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	-1.6	-1.6				
	寄与度	-0.11	-0.11	-0.04	-0.04	-0.04	-0.04
C10 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	-2.0	3.4	-2.8	3.0	3.8	-2.5
	寄与度	-0.20	0.34	-0.25	0.33	0.36	-0.08
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.01	0.02	0.00	0.01	0.03
	寄与度	0.11	0.11	0.21	0.01	0.11	0.31
3ヶ月後方移動平均		90.6	90.9	91.2	92.0	92.6	93.7
	前月差(ポイント)	-0.87	0.30	0.30	0.80	0.63	1.07
7ヶ月後方移動平均		92.6	92.0	91.6	91.5	91.7	92.2
	前月差(ポイント)	-0.94	-0.56	-0.40	-0.10	0.16	0.54

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

合法的に社会保険料を節約する！ 社会保険料適正化の実務

ポイント

- 1 社会保険制度の概要と増加する給付費
- 2 社会保険料適正化のポイント
- 3 適正化実務の留意点と事例紹介



■参考文献

『社会保険料適正化講座』保険毎日新聞社 假屋 美香
『会社の社会保険料をリストラする方法』中央経済社 田中 章二

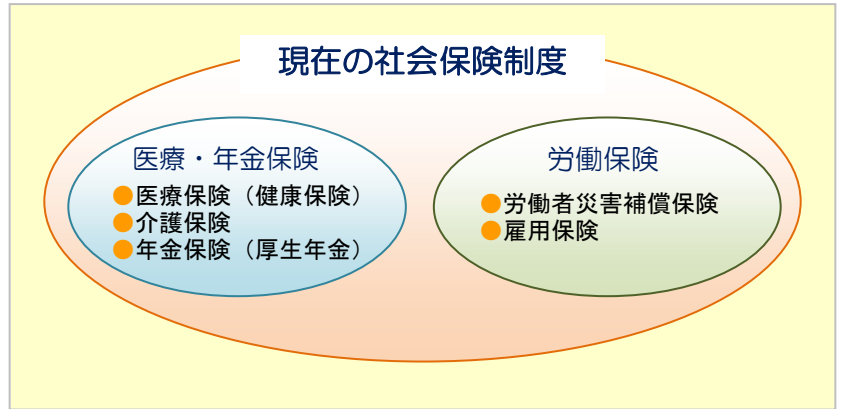
1 社会保険制度の概要と増加する給付費

■ 社会保険料の負担は労使折半

企業の事業主は、日々、事業の成長のため様々な取組をされていると思います。しかし、売上をアップさせることは容易ではないのが現実です。したがって、経費削減が共通の課題となっていますが、経費の中の社会保険料の「削減」となると、知識不足で具体的な対策を講じないまま、義務感のみで支払い続けている企業が多いのではないのでしょうか。

保険料の算定の基礎は、次の通りです。

■ 現在の社会保険制度



① 被保険者の給与

② 被保険者の賞与

保険料の負担者は、一般的には被保険者になる労働者と事業主が折半して保険料を納めます。ただし、保険制度の中には、折半以外に事業主のみが負担するものもあれば、事業主が若干多く負担するものもあります。例えば、医療業の場合、保険料率は次のように定められています。

健康保険料10.00%（全国平均）、厚生年金保険料16.766%、介護保険料1.55%（40歳以上の労働者が対象）、労働者災害補償保

険0.35%（事業主にのみ負担）、雇用保険1.35%（0.35%は事業主が助成金等の財源のために多めに納付する。）、上記のから労働者と事業主の負担する合計保険料率は、30.016%になります。

正規労働者を雇用すると1人に対して、15.008%の事業主負担が発生、10人雇用していると500万円以上の保険料が発生します。このことから、社会保険料の無駄な支出を抑え、適正な支払いを行っていくことが重要であると考えます。

■ 例）事業主負担と本人手取額の差（卸売業）

	事業主負担		被保険者負担	
	月給25万円	賞与50万円	月給25万円	賞与50万円
健康保険	5.000%	5.000%	5.000%	5.000%
	12,500 円	25,000 円	12,500 円	25,000 円
厚生年金	8.383%	8.383%	8.383%	8.383%
	20,958 円	41,915 円	20,958 円	41,915 円
介護保険	0.775%	0.775%	0.775%	0.775%
	1,938 円	3,875 円	1,938 円	3,875 円
労災保険	0.350%	0.350%	-	-
	875 円	1,750 円	-	-
雇用保険	0.850%	0.850%	0.500%	0.500%
	2,125 円	4,250 円	1,250 円	1,250 円
合計	38,396 円	76,790 円	36,646 円	72,040 円
年間負担額	537,542 円		511,792 円	

※保険料率は平成 24 年度の料率となっています。

2 社会保険料適正化のポイント

■ 社員にかかる社会保険料を適正化

①社員の入退社時期を考える

社会保険料の徴収期間は、「被保険者資格を喪失した日の属している月の前月まで」と法律で規定されています。そこで、入退社日を見直します。

平成 25 年 6 月 26 日入社→平成 25 年 9 月 30 日退社を
平成 25 年 7 月 1 日入社→平成 25 年 9 月 29 日退社に

見直すと2ヶ月分の
保険料節約となります

②4月から6月の3ヶ月の残業代を見直す

社会保険料は4月から6月の給料の平均を基に、その年の9月から決定される決まりとなっています。社会保険料の適正化を考える時に、4月から6月の残業代を抑えることが有効です。残業代を減らす方法として3つご紹介します。

①残業を申告制にする

②タイムカードの打刻機を上司のそばに置く

③業務と各人のスキルを見直す

③給与改定を7月にする

社会保険料の適正化という観点から見ると前述した通り、社会保険料は4月から6月の給料の平均を基に計算されるため、昇給した場合9月からの社会保険料も負担増となります。改定月を4月から7月に変更するという方法があります。これにより、12ヶ月間の社会保険料の上昇を遅らせることが可能となります。

④賞与の支給方法を見直す

ここでは、社長や院長及び役員、管理職等の高額な賞与を貰う可能性のある方が対象となりますが、賞与の支払い方法を見直すことにより、社会保険料の削減につなげるという方法です。健康保険540万円、厚生年金1回150万円という上限額を利用します。

①賞与の支給は年1回とする

支給を1回にして厚生年金の上限額を利用して、社会保険料の削減を行います。

②賞与を12等分して給与に割り振る

厚生年金保険の等級の上限額（月額60万5千円）を利用します。月給が上限額に達している場合、これ以上保険料が上がることはないのので、年間の賞与を月給に割り振り社会保険料の削減を行います。

⑤賞与の一部を退職金へ回して節約する

賞与と退職金の大きな違いは所得税と社会保険料に関する取扱いです。退職金の税金には、次の3つの優遇制度があります。

- ①退職金所得控除
- ②2分の1課税
- ③税金が退職金のみ課税（分離課税）

賞与に社会保険料は掛かりますが、退職金には掛かりません。それを利用して、賞与を減額、廃止して支払う予定の金額を退職金の原資として積み立てます。積み立てる方法は2つです。1つめは、社内に積み立てる、2つめは、社外積立として中小企業退職金共済機構等に預ける方法です。

⑥定年後の賃金を工夫して節約する

現在、法律で社員を65歳まで雇用することが義務化されています。圧倒的に多いのは、60歳を定年として、その後、労働契約を結び直し再雇用する方法です。60歳以降の社員の所得については次の3つとなります。

- ①会社からもらう賃金
- ②高年齢者雇用継続給付（雇用保険から支給）
- ③老齢厚生年金

この3つを組み合わせると手取りが一番多くなる方法を考えます。②と③は社会保険料が掛からないため、国の制度を上手く活用し賃金を設定すれば、会社の社会保険料負担を減らし、社員の月々の手取りを増やすことができます。

⑦被保険者に該当しない人の活用

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に勤務している社員であっても、次の①から⑤の要件に該当すれば被保険者となりません。健康保険及び厚生年金保険の被保険者になれない社員については以下の通りとなっています。また、⑥の派遣社員については、派遣元で社会保険に加入するため社会保険料は掛りません。

- ①日々雇い入れられる人
- ②2ヶ月以内の期間を定めて雇用される人
- ③季節的業務（4ヶ月以内）に雇用される人
- ④臨時的事業の事業所（6ヶ月以内）に雇用される人
- ⑤労働時間が正社員の4分の3未満の人
- ⑥派遣社員

3 適正化実務の留意点と事例紹介

■ 社員の入退社時期を変更した事例

入退社日を考えることでどれだけの節約となるか、例を挙げて説明します。

■ 見直し例

健康保険 厚生年金 保険料徴収	6月	徴収あり	6月 徴収なし	平成 25 年 6 月 26 日入社 → 平成 25 年 9 月 30 日退社 ↓入退社日を見直す		
	7月	徴収あり			7月	平成 25 年 7 月 1 日入社 → 平成 25 年 9 月 29 日退社
	8月	徴収あり			8月	
	9月	徴収あり			9月	
	徴収月数	徴収あり			徴収あり	■抑えられる社会保険料
	4ヶ月	徴収あり			徴収なし	A氏が40歳未満で月給20万円と仮定した場合
	在籍期間	徴収あり			徴収月数	月の会社負担分を健康保険料10,000円、厚生年金保険料を
	約3ヶ月	徴収あり			2ヶ月	16,766円、
					在籍期間	※今回のケースでは、入退社日を考えることにより、2ヶ月分
					約3ヶ月	の保険料（53,532円）負担を減らすことができます。

つまり会社として採用する場合には、月初に入社してもらい、退職するならば月末の前日が有利であることとなります。ただし、社員に説明しなくてはならないのが、退職日を9月29日にした場合、社会保険料が8月分までかかることになり、10月1日から別会社で勤務する場合、10月から被保険者となるため、9月分は自分で国民年金に加入することになります。後で、トラブルとならないためにもこの期間の説明は必要となります。

■ 給与改定を7月に変更した事例

仮に、月給が22万5千円の社員の給与を5,000円昇給させると等級が1等級アップするため、月の社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）が約5,000円アップします。昇給月が4月の会社が7月に変更することにより、4月から6月の保険料算定期間に影響しないため社会保険料の上昇を1年間据え置くことができます。これを利用して、昇給月を7月に変更した会社があります。これには、次のようなメリット、デメリットがあります。

- **メリット** ⇒ 社会保険料の負担額を減らすことができる。
- **デメリット** ⇒ ① 昇給した場合、4月分から6月分までの昇給分をもらえなくなる。
② 将来的に受給できる年金の額が減る可能性がある。

昇給月の変更は、就業規則の変更だけでなく、これらのメリット、デメリットを必ず説明して社員に納得してもらい、同意を得ることが重要です。

経営データベース ①

ジャンル: IT・情報技術 > サブジャンル: ビジネスモデル特許



ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル特許とは、一体どういうものなのですか？
具体的に教えてください。



1 特許とは「発明を一定期間保護する制度」

本来、資本主義の下では自由競争が原則なのですが、特許制度は自由競争を規制して一定期間の発明の独占を認めています。これは、発明に独占権を与えることで、国民の発明をする意欲がかき立てられて結果として技術が進歩し産業が発達するだろうという目論見によるものです。即ち、技術的な進歩を期待して発明については産業政策的な見地から独占権を与えることにしているわけです。

2 ビジネスモデルとは

ビジネスモデルの定義はありませんが、ここではビジネスの流れの中における仕事のやり方を意味すると解釈します。仕事のやり方にはビジネスの流れ全体についてのものもありますし、一局面についてのものもあります。いずれにせよ、自由競争下においては事業者はいろいろとビジネスのやり方を工夫して、市場で競争に勝とうとがんばるわけですから、ビジネスモデルは自由競争における根幹といってもよいでしょう。

3 ビジネスモデルは発明といえるのか

自由競争の根幹であるビジネスモデルと特許制度とは本来相容れるものではなく、従来からビジネスのやり方は特許の対象である発明ではないとされてきました。しかし、ビジネスモデルについては審査基準の類型の中の「自然法則を利用していないもの」に該当する可能性が高いと考えられます。

近年のIT（情報技術）の発展は目覚しく、必然的にビジネスモデルにおいてもITを使ったものがたくさん出てきました。このIT部分はコンピュータや通信機器等を使うので「自然法則を利用」、即ち発明にすることが可能です。

■「自然法則を利用していない」具体例

- 自然法則以外の法則（例えば経済法則）
- 人為的な取り決め
- 数学上の公式
- 人間の精神的な活動
- 上記のみを利用するもの

4 ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル自体に直接的な独占権を与えるものではありませんが、ITを利用したビジネス手法において、不可欠な技術的な仕組みを特許で抑えることで間接的にビジネス手法を独占できることとなります。

(注) 実際はITを利用していなくても全体として自然法則を利用していれば発明となり特許を受けることは可能ですが、特許庁の見解から特許権の取得は困難と考えるべきです。



ビジネスモデル発明の特許性

どのようなビジネスモデルが、特許として認められるのでしょうか？



1 発明であること

特許法は、発明を保護するために発明に対して特許権を与えるものであるから、「発明」でないものに特許を付与しないのは当然です。多くの技術分野においては、そのアイデアが「発明」であるか否かが問題となるケースは少ないのです。しかし、ビジネスモデル関連発明をはじめとするソフトウェア関連発明においては、それが「発明」に該当するか否かが問題となることが少なくありません。

特許法第2条では発明を定義しています。「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものを言うことと示しています。

これを受けて、特許庁では、審査基準を公表し、ソフトウェア関連発明について、どのようなものが自然法則を利用した技術的思想の創作に当たり、どのようなものが自然法則を利用した技術的思想の創作に当たらないのかを示しています。ビジネスモデル発明もソフトウェア関連発明の一形態と考えられるので、この審査基準の考え方が審査において適用されます。

2 新規性があること

発明であることを前提として、特許を取得するためには「新規性」が要求されます。つまり、特許出願より前に、そのインターネットを用いたビジネスモデルが知られていた場合には、新規性がないとして特許を取得することができません。なお、発明したものの自身が出願前に発表を行って、その内容を公知にした場合であっても、新規性がないとされるので注意が必要です。

なお、出願者自身が文書によって発表して新規性を失った場合には、6ヶ月以内に出願することにより、新規性を失わなかったものとする例外的な取り扱いもあります。しかし、この規定に頼りすぎることは危険であり、原則として、発表前に出願を済ませておくことが好ましいです。

3 進歩性があること

特許権取得のためには、「発明」であり「新規性」があるだけでなく、「進歩性」が要求されます。進歩性とは、当該分野の専門家が容易に思いつかない程度を言います。

たとえば、ビジネスモデルそのものは既に公知であっても、これをインターネットを用いたビジネスモデルとして出願すれば、新規性はあります。しかし、単にインターネットを用いて実現したというだけであれば、進歩性がなく、特許は付与されません。審査基準においても、人間の行為として既に公知のものを、単にコンピュータを用いて行ったと言うだけでは、進歩性はないと説明されています。ただし、インターネットを用いてビジネスモデルを運用する際に、何らかの工夫がなされていれば、進歩性があると主張できる可能性が生じます。また、ビジネスモデルそのものが新しければ、進歩性を主張できる可能性があります。